吉野川市告示第１１９号

吉野川市農業委員会の委員の選任手続に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年１０月２６日

吉野川市長　　原　井　　敬

吉野川市農業委員会の委員の選任手続に関する要綱の一部を改正する告示

吉野川市農業委員会の委員の選任手続に関する要綱（平成２９年吉野川市告示第４７号）の一部を次のように改正する。

第６条中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号を第３号とする。
第７条中「又は市の掲示場」を削る。
様式第１号から様式第３号までの規定中「㊞」を削る。

附　則

この告示は、令和８年１１月１日から施行する。